

学校経営のポイント

「人権教育・啓発推進法」を自校の課題に

若井 彌一

自治体・国民の責務を規定

平成12(2000)年12月6日に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下、「人権教育・啓発推進法」という)が公布され、即日施行された。

他の報道との関係で、大きな取扱いをされなかったところか、ほとんど報道の対象にすらならなかったもので、この法律の存在自体、まだ多くの人々に知られるところまで浸透してはいないかもしれない。

人権擁護施策推進法という法律がすでに制定され、施行されてきた(平成8年12月26日公布、法律第120号、平成9年3月25日施行)。

この法律は、「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的」として制定されたものである(同法第1条)。

この規定で明らかなように、同法では「国の責務」のみが規定されており、地方公共団体や国民の責務規定は置かれていなかった。なお、この法律は5年の時限立法である。

これに対し、人権教育・啓発推進法では、国の責務とともに地方公共団体・国民の責務についても規定している(第5条・第6条...条文省略)。

同法第1条は、「この法律は、.....にかんがみ」までが人権擁護施策推進法の第1条と同文であり、その後は「人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする」という内容で

ある。

人権教育・啓発推進法では、「人権教育」について、「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい」と定義し、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」を意味する「人権啓発」と概念区分している(第2条)。

各学校での自覚的取組みを

同法では、「基本理念」として、次のように規定している。

「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」(第3条)。

基本理念という条文見出しであるが、これは各学校で人権教育に取り組んでいく場合の基本的留意事項であり、かつ、実践的な努力事項でもある。

これまでの実践を見直し、さらなる人権教育の充実へ向けて各学校が自覚的取組みを開始されることを切望するものである。

(わかい・やいち=上越教育大学教授)

...本紙は、全国の小・中・高校等を対象に月2回発行しています(購読料は不要)。本紙が不要の場合は、無料 FAX 0120-462-488 にてご連絡ください。以後の配信はいたしません。研修会等で本紙を複写して使用される場合は、無断コピー禁止の表示にかかわらず可といたします。おおいにご活用ください。

本紙はホームページでも閲覧できます
新しい図書目録出来!ご希望の方に送付します

新刊研修図書

最新刊好評発売中! お申込みは書店または直接小社へ

教育開発研究所 刊

国民会議 17 提案の検討! 下村哲夫編 定価 2,100 円

菱村幸彦 編 定価 2,310 円

『教育改革と「21世紀・日本の教育」読本』 『新・学校管理規則の読み方』